

公益社団法人長野県看護協会慶弔に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人長野県看護協会（以下「本会」という。）の慶弔に関し必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第2条 この規則は、定款第5条に規定する本会会員に適用する。

(内 容)

第3条 慶弔に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 死亡の場合 原則として生花又は花輪及び弔辞又は弔電を贈る。
- (2) 3月以上療養のため休業した場合 見舞金5,000円を贈る。
- (3) 災害により住居に重大な被害があった場合は、次によるものとする。
 - ① 全半壊（流失、埋没、焼失）した場合 見舞金10,000円を贈る。
 - ② 床上浸水した場合 見舞金5,000円を贈る。

(慶弔の特例)

第4条 第2条の規定に係わらず、会長は本会の発展に特に貢献のあった者に対し、社会通念上必要と認める場合は、慶弔を行うことができる。

(規則の改正)

第5条 この規則の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

